

○ 内閣府
国土交通省 令第 号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 石井 啓一

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年
総理府
建設省 令第三号）の一部を次のように
改正する。

別表第一案内標識の部分駐車場の項の次に次のように加える。

サービス・エリア 又は駐車場から本 線への入口	(117の2)	高速道路等に接して設置されている利便施設への出入道路又は高速道路等に設置されている駐車場において設置を必要とする地点における路端
-------------------------------	---------	--

別表第一案内標識の部分登坂車線の項中

「(117の2-A)」

を

「(117の3-A)」

に、

「(117の2-B)」

を

「(117の3-B)」

に改め、同部分都道府

県道番号の項の次に次のように加える。

高速道路番号	(118の3)	設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
--------	---------	----------------------------------

別表第一案内標識の部分総重量限度緩和指定道路の項中

「3-A)」

を

「4-A)」

に、

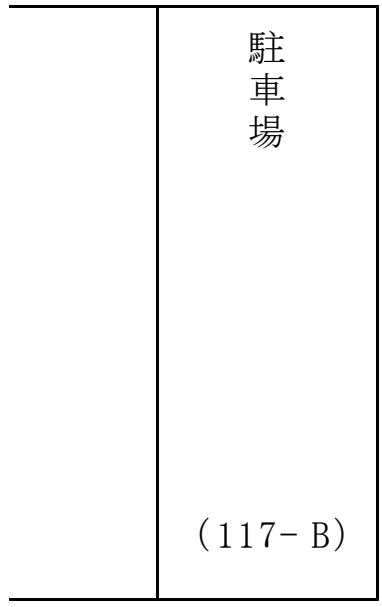
「3-B)」

を

「4-B)」

に改め

る。



、同部分高さ限度緩和指定道路の項中

(118の4-A)

を

(118の5-A)

に、

(118の4-B)

を

(118の5-B)

に、

(118の4-C・D)

を

(118の5-C・D)

に改め

(118の

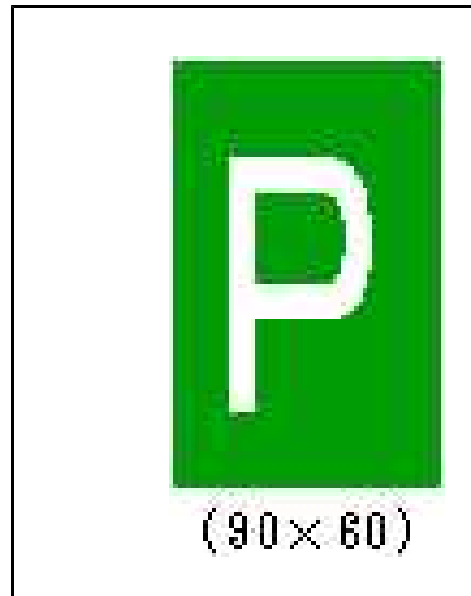
(118の

(118の

(118の

別表第二案内標識の部分中

	駐 車 場 (117-B)
	サ ー ビ ス ・ エ リ ア 又 は 駐 車 場 か ら 本 線 へ の 入 口 (117の2)



を



(90×60)



都道府県道番号

(118の2-C)

に改め、同部分登坂車線の項中

<p style="text-align: center;">都道府県道番号</p> <p style="text-align: center;">(118の2-C)</p>	<p style="text-align: center;">高速道路番号</p> <p style="text-align: center;">(118の3)</p>
---	--

(117の2-A)

を

(117の3-A)

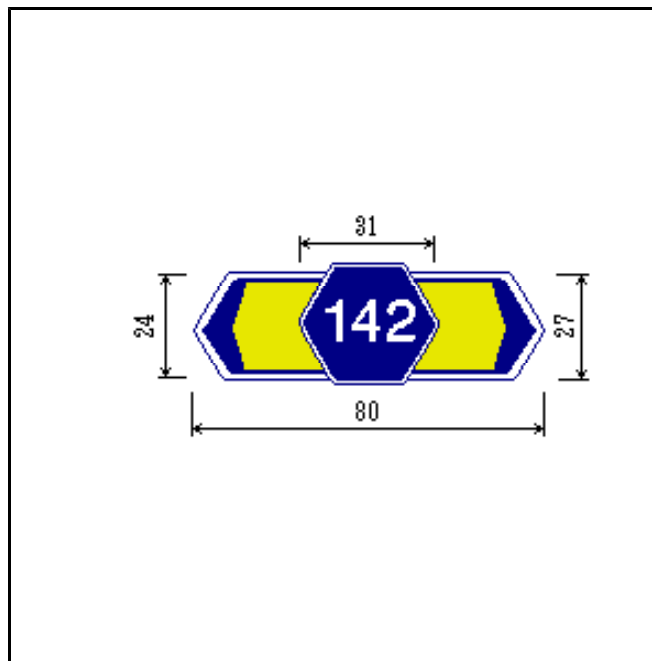
に、

(117の2-B)

を

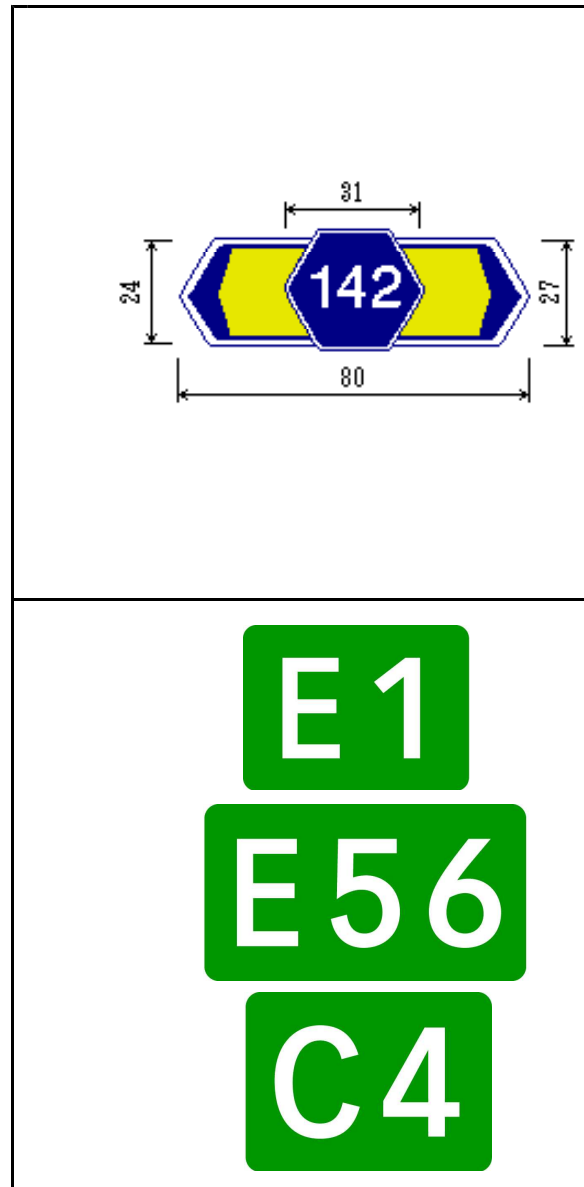
(117の3-B)

に改め、同部分中



を

(118の4-A) を
 (118の5-A) に、
 (118の4-B) (118の3-A) を
 (118の5-B) (118の4-A) に、
 (118の4-C) (118の3-B) を
 (118の5-C) (118の4-B) に、
 (118の4-D) を
 (118の5-D) に改め、
 (118の4-D) に改める。
 (118の5-D) 同部分高さ限度緩和指定道路の項中



に改め、同部分総重量限度緩和

別表第二の備考一の(一)の1中(118の)を(118の)に、(118の)を(118の)に、(118の)を(118の)に改め、同表の備考一の(一)中36を40とし、22から35までを四ずつの備考一の(一)の3中(117の2-A)を(117の3-A)に改め、同表の備考一の(一)中(118の3-A・B)を(118の4-A・B)に、(118の4-A・B)を(118の5-A・B)に改め、同表の備考一の(一)中繰り下げ、同表の備考一の(一)の21中(118の3-A・B)を(118の4-A・B)に、(118の4-A・B)を(118の5-A・B)に改め、同表の備考一の(一)中21を25とし、20を24とし、19を23とし、18を21とし、同表の備考一の(一)の21の次に次のように加える。

22 「サービス・エリア、道の駅の予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、ETC通行車専用出口及び出口番号を示すことができる。

別表第二の備考一の(一)中17を20とし、14から16までを三ずつ繰り下げ、13を14とし、同表の備考一の(一)の14の次に次のように加える。

15 「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示する案内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、専らETC通行車の通行の用に供することを目的とする出口（以下「ETC通行車専用出口」という。）を表す旨を表示することができる。



16 「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」及び「方面及び出口」を表示する案内標識の標示板は、方面について、必要がある場合は、次に図示したものに準ずるものとすることができる。



別表第二の備考一の(一)中12を13とし、11を12とし、同表の備考一の(一)の10の次に次のように加える。

11 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するETC通行車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする入口（以下「ETC通行車専用入口」という。）を表示旨を表示することができる。



別表第二の備考一の(三)の1の中

「(118の4-C・D)」

を

「(118の5-C・D)」

に改め、「白色とし、」の下に「「出口の予告」

、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものについて、別表第二備考一の(一)の15の規定によりETC通行車専用出口を表す旨を表示する場合には当該ETC通行車専用出口を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を紫色とし、同表備考一の(一)の16の規定により方面を表示する場合には当該方面を表示する部分の文字を白色、地を青色とし、「」を加え、「青色とする。」を「青色とし、「サービス・エリア、道の駅の予告」及び「サービス・エリア」を表示するものについて、同表備考一の(一)の22の規定によりETC通行車専用出口及び出口番号を表示する場合には当該ETC通行車専用出口を表示する部分の文字を白色、地を紫色とし

、出口番号を表示する部分の文字を紫色、地を白色とする。」に改め、同表の備考一の(三)の1の(2)中「文字を白色、地を緑色とする。」を「文字を白色、地を緑色とし、同表備考一の(一)の11の規定によりETC通行車専用入口を表す旨を表示する場合には当該ETC通行車専用入口を表す旨を表示する部分を白色の区分線で囲むとともに、当該部分の文字を白色、地を紫色とする。」に改め、同表の備考一の(三)の1の(6)中「(118の4-C)を(118の5-C)に改め、同表の備考一の(三)の1の(7)中「(118の4-D)を(118の5-D)に改め、同表の備考一の(三)の1の(13)中「方面として」の下に「高速道路番号又は」を、「に準じて、」の下に「

表の備考一の(三)の1の(13)中「方面として」の下に「高速道路番号又は」を、「に準じて、」の下に「

当該高速道路番号又は」を加え、

を
に改める。



別表第二の備考一の(五)の2中
4-A・B)
を
5-A・B)
に改め、同表の備考一の(五)の8の(1)中
3-A・B)
を
4-A・B)

この命令は、平成二十九年二月十四日から施行する。

に、

附 則 (118の4-A・B) を (118の5-A・B) に改める。

(118の

(118の

(118の

(118の